

※下記の文書は、平成 21 年 3 月 18 日に各事業主宛に発送したものです。

一般保険料における基本保険料率及び特定保険料率について

平素は、当組合の事業運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成 21 年度における当組合の一般保険料率並びに介護保険料率につきましての変更はありませんが、一般保険料の構成におきまして下記のとおり基本保険料率及び特定保険料率に変更がありました。変更された理由と致しましては平成 20 年 4 月より施行された高齢者の医療に関わる拠出金が増加したことに伴うものであります。

平成 21 年 3 月分保険料（4 月 20 日発送予定分）より変更されますので、別添の保険料月額表によりご確認をお願いします。

内訳	旧		新
事業主負担分	35.5	→	35.5
	1000		1000
基本保険料率	18.5		17.5
	1000		1000
特定保険料率	17		18
	1000		1000
被保険者負担分	33.5		33.5
	1000		1000
基本保険料率	17.5		16.5
	1000		1000
特定保険料率	16		17
	1000		1000
合計			
一般保険料率	69		69
	1000		1000

一般保険料率に変更はありません。
調整保険料は、基本保険料に含む。

- * 基本保険料 当組合員の医療給付・現金給付及び保健事業等にあてます。
- 特定保険料 後期高齢者支援金・前期高齢者納付金など高齢者の医療を確保するための拠出金等にあてます。
- 調整保険料 財政窮迫組合に対する交付金・高額医療給付に関する交付金にあてます。

⇒別紙月額表はこちらです。